

# 公益事業分野における相互参入について(概要)

平成17年2月

## 公益事業分野における相互参入についての独占禁止法上の考え方の必要性

電気・ガス・電気通信事業分野の制度改革  
⇒新規参入の進展

これら公益事業分野においては、既存事業者が引き続き圧倒的なシェアを有している。

競争を促進するためには、①他の事業分野に参入するに当たって設備面(LNG基地, 光ファイバ網等)で他の新規参入者と比較して優位性があり, ②経営規模の大きい, 他の公益事業分野の既存事業者の参入が促進されることは望ましいと考えられる。

これらの公益事業分野の自由化の進展具合は様々で市場の競争実態も異なり, 相互参入に伴って競争上の弊害が生じる可能性があることから, 独占禁止法上の考え方を明らかにする必要がある。

(注) 規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)において、「複数の公益事業分野における公正競争ルールの整備」が挙げられている。

## 制度改正の流れ

	電気	ガス	電気通信
昭和60年4月			<ul style="list-style-type: none"> <li>●電気通信事業への参入自由化</li> <li>●NTTの設立</li> </ul>
平成7年3月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●小売部分自由化の開始 (対象:年間契約ガス使用量200万m<sup>3</sup>以上)</li> </ul>	
平成11年7月			<ul style="list-style-type: none"> <li>●NTTの再編 (持株会社の下に東西地域会社及び長距離会社に分割)</li> </ul>
平成11年11月		<ul style="list-style-type: none"> <li>●自由化範囲の拡大 (対象:年間契約ガス使用量100万m<sup>3</sup>以上)</li> </ul>	
平成12年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小売部分自由化の開始 (対象:契約電力2,000kW以上)</li> </ul>		
平成16年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自由化範囲の拡大 (対象:契約電力500kW以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自由化範囲の拡大 (対象:年間契約ガス使用量50万m<sup>3</sup>以上)</li> </ul>	
平成17年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自由化範囲の拡大 (対象:契約電力50kW以上)</li> </ul>		

# 各事業分野の実態

## 電気事業分野

- 総販売電力量に占める特定規模需要(自由化範囲の需要)は26.1%(平成15年度)。
- PPSの届出を行っている新規参入事業者は16事業者(平成16年11月時点)、実際に供給を行っているのは10事業者(平成16年7月実績)。
- 自由化範囲におけるPPSのシェア1.8%(平成15年度)。
- PPSのうち上位2社で約7割のシェア(平成15年度)。
- 他の公益事業分野からの参入者  
大阪ガス(株)及び(株)エネット(株)NTTファシリティーズ、東京ガス(株)、大阪ガス(株)が出資)がPPSの届出。

## ガス事業分野

- 総販売量に占める大口供給量(自由化範囲の需要)は45.1%(平成15年度)。
- 新規参入件数は15事業者、55件(平成16年11月時点)。
- 自由化範囲における新規参入者のシェア5.0%(平成15年度)。
- 他の公益事業分野からの参入者  
平成16年11月現在、他社のガス導管を利用して大口供給を行っているのは関西電力(株)のみである。なお、平成16年12月から東京電力(株)が他社のガス導管を利用した大口供給を開始。

## 電気通信事業分野

### 【FTTH】

- ブロードバンド全体の契約回線数約1763万回線のうち、FTTHの契約回線数は約203万回線(平成16年9月時点)。
- FTTH契約回線数シェアは、NTT東日本及びNTT西日本が59.8%、電力会社系が13.4%(平成16年9月時点)。
- 他の公益事業分野からの参入者  
東京電力(株)、中部電力(株)が本体で参入。関西電力(株)、中国電力(株)、四国電力(株)、九州電力(株)、沖縄電力(株)が子会社等を通じて参入。

### 【固定電話(加入電話)】

- 固定電話(加入電話)市場のうち、市内通話を提供しているマイライン事業者は11事業者(平成16年6月時点)。
- 市内通話優先接続登録数シェア(平成16年6月時点)  
東日本地区(NTT東日本69.7%、KDDI(株)12.7%、(株)パワードコム8.7%、日本テレコム(株)6.1%)  
西日本地区(NTT西日本73.7%、KDDI(株)13.8%、日本テレコム(株)7.0%、九州通信ネットワーク(株)2.8%)  
注 (株)パワードコムは東京電力(株)の子会社(平成16年7月に、(株)パワードコムの固定電話事業は同社子会社のフュージョン・コミュニケーションズ(株)に統合)、九州通信ネットワーク(株)は九州電力(株)の子会社。

## 兼業規制と会計分離

	電力会社	ガス会社
兼業規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>•兼業規制なし</li> <li>•出資は自由</li> <li>•電力会社が本体で電気通信事業に参入するに当たっては、条件が付されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•兼業規制なし</li> <li>•出資は自由</li> </ul>
会計分離	<ul style="list-style-type: none"> <li>•「特定規模需要に応ずる電気の供給に係る業務(自由化分野)」, 「一般の需要に応ずる電気の供給に係る業務(非自由化分野)」, 「それ以外の業務(電気事業以外の事業)」に区分した会計整理。</li> <li>•託送供給の業務その他の変電, 送電及び配電に係る業務に関する会計整理。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•「大口供給に係る業務(自由化分野)」, 「一般の需要に応ずるガスの供給に係る業務(非自由化分野)」, 「それ以外の業務(ガス事業以外の業務)」に区分した会計整理。</li> <li>•託送供給の業務及びこれに関連する業務に関する会計整理。</li> </ul>

	NTT
持株会社規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>•地域会社が発行する株式の引受け, 地域会社に対し必要な助言・あっせんを行う等の業務以外の業務を行うには総務大臣の認可を受けなければならない。</li> <li>•出資は自由</li> </ul>
地域会社規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>•地域電気通信業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行うには総務大臣の認可を受けなければならない。</li> <li>•出資は自由</li> <li>•指定電気通信設備との接続等に関する会計整理。</li> </ul>

# 公益事業分野における事業者の規模等

## 電力・ガス

	東京電力㈱	東京ガス㈱	関西電力㈱	大阪ガス㈱
売 上	4兆7346億円	1兆138億円	2兆3752億円	7299億円
経 常 利 益	3045億円	1159億円	1888億円	644億円
L N G 輸 入 量	1599万t	702万t	529万t	615万t

## 電力・NTT

	東京電力㈱	関西電力㈱	NTT東日本	NTT西日本
売 上	4兆7346億円	2兆3752億円	2兆2672億円	2兆1688億円
経 常 利 益	3045億円	1888億円	979億円	906億円
光 ファイバ ケーブル延長	(電力会社系12社計) 25万km		(NTTグループ3社計) 34万km	
光 ファイバ 芯線延長	(電力会社系12社計) 1441万km		(NTTグループ3社計) 3870万km	

※売上、経常利益は各社有価証券報告書(平成15年度)、LNG輸入量はガス事業便覧(平成15年版)、光ファイバについては総務省HPによる。

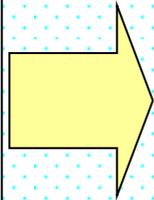
### (参考)相互参入の優位性

- 電力会社 経営規模が大きく、LNG設備・光ファイバ設備を保有→ガス・電気通信事業に参入する上で優位  
 ガス事業： 関西電力㈱、東京電力㈱が託送を利用してガス小売事業に参入しているほか、LNG基地近傍での供給。  
 電気通信事業：【FTTH】東京電力㈱、中部電力㈱が本体で参入しているほか、他の電力会社は子会社等を通じて参入。  
 【固定電話】東京電力㈱、九州電力㈱が子会社を通じて参入。
- ガス会社 発電燃料となるLNG設備の保有→発電事業に参入しやすい  
 電気事業： 大阪ガス㈱及びエネット㈱(㈱NTTファシリティーズ、東京ガス㈱、大阪ガス㈱が出資)が電気小売事業に参入。
- NTT 経営規模が大きく、通信ノウハウ→電気事業にいかせるメリット  
 電気事業： エネット㈱(㈱NTTファシリティーズ、東京ガス㈱、大阪ガス㈱が出資)が電気小売事業に参入。

# 電力会社本体に付された参入許可条件についての考え方

## 参入許可条件

- 電力会社は電気事業分野において、独占的な地位を有すること
- 電力会社が保有する電柱等は事実上ボトルネック性を有する設備であること



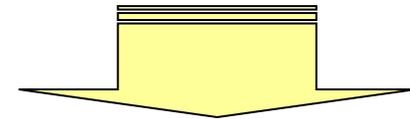
- A 電柱等の公平利用
- B 電柱等貸与部門の情報の他部門への提供禁止
- C 電気事業の営業基盤の排他的活用の禁止
- D 電柱等の貸与の状況の公表
- E 電気事業部門と電気通信事業部門の組織等の分離
- F 電気事業部門と電気通信事業部門の会計整理

競争を活性化させる観点から条件は必要最小限にとどめる必要がある。

## 考え方

電力会社固有の事情が存在することから、公正な競争を担保する必要性は認められるが、他方、事前にどのような規制を行うかは

- ①電気通信事業の市場に独占事業者であった既存事業者が存在していること
  - ②電気市場における規制改革が進展していること
  - ③公正かつ自由な競争を担保するための法規制として独占禁止法が存在すること
  - ④電力会社本体での参入と子会社での参入で条件面に差異があること
- 等を踏まえて、過剰な規制とならないように定められるべきものと考えられる。



今後の電気通信市場及び電気市場における競争状況の変化に応じて、これらの条件について見直しを行っていく必要があると考えられる。

# 公益事業分野における相互参入についての独占禁止法上の考え方

## 行為類型

## 独占禁止法上の考え方

① 独占分野の独占力を活用した不当な利益による顧客誘引及び取引強制等

① 例えば、電力会社がガス事業に参入する場合において、自己のガスの購入者に限って電気の料金を割引くなど、通常は提供されない利益を提供する場合には不公正な取引方法(不当な利益による顧客誘引)に該当する可能性が高い。また、ガスを購入しなければ電気の取引で不利益を与えるとして自己のガスの購入を余儀なくさせる場合には不公正な取引方法(取引強制)に該当する可能性が高い。

② 独占分野からの内部補助による不当廉売

② 公益事業分野の独占事業者が、独占分野での利益を活用し、新規参入分野において継続的にコスト割れの料金で、商品・サービスを提供し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、原則として独占禁止法上の問題(不当廉売)が生じるものと考えられる。

③ 独占分野の営業基盤を活用した他の事業分野での営業活動等

③ 営業基盤は通常ボトルネック性を有しないものと考えられること、公益事業分野においては、それぞれ独占的な地位にある有力事業者が存在し、既存事業者も有力な営業基盤を有していること等を踏まえると、必ずしも、独占分野の営業基盤について自由に活用することが、直ちに独占禁止法上問題となるとは考えにくい。

④ 独占分野の購買力を活用した他の事業分野における営業活動等

④ 公益事業分野の独占事業者が、独占分野の購買力を活用して、他の分野におけるサービスの購入を事実上余儀なくさせる場合には、不公正な取引方法の取引強制あるいは拘束条件付取引として独占禁止法上問題となる。

⑤ 独占分野で取得した情報の他の事業分野での利用

⑤ 一般的に、事業者がある部門の情報を他の部門に利用することは、個人情報保護の観点からは別にして、直ちに独占禁止法上問題となることはないと考えられる。ただし、制度上独占となっている部門の情報について、他部門に利用することは、競争者が利用できない情報であることから、その利用によって競争制限効果を持つ場合には独占禁止法上問題となる可能性が高い。